事 務 連 絡
令和８年１１月９日

各医療施設管理者　殿

徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室

令和８年度非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金
（３次募集）に係る事業計画書の提出について（依頼）

日頃は、本県医療行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省から、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金の３次募集に係る事業計画書の提出依頼がありました。
つきましては、添付の「注意事項」や「【事業概要】」をご確認の上、対象となる医療機関におかれまして事業の実施希望がある場合は、次のとおり、提出期限までに事業計画書等を提出してください。
なお、当該事業の工事に着工できるのは、原則、県からの交付決定後になります。従って、決定前に着工した場合、補助金を受領できなくなりますので、ご注意ください。
また、国の予算が、令和７年度からの繰越予算となっております関係から、事業の繰越は認められないため、本年度末までに必ず完了していただくことになりますのでご注意ください。
なお、この依頼文書は、連絡の漏れを防ぐため、既に設置済みの医療機関や補助対象外と思われる医療機関にもお送りしておりますので、ご了承ください。

１　提出書類
（１）施設整備事業計画書（指定様式）
（２）施設整備事業費内訳書（指定様式）
（３）見積書　※見積金額は「消費税込み」としてください。
（４）工事仕様書、設計書等（できていれば）

２　提出部数　紙ベースで１部
※別途、ファイルで、電子メールによってもお送りください。

３　提出期限　**令和８年１１月２７日（金）１７時**　※期限厳守でお願いします。

４　提出方法　紙ベースについては、郵送又は持参
ファイルについては、電子メールによること

５　その他
事業計画書等の様式や災害医療対策事業等実施要綱、徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要綱等の関係資料を、ホームページ「医療とくしま」に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

【提出・問合せ先】
〒770-8570　徳島市万代町 1-1
徳島県保健福祉部医療政策課救急・災害医療対策室
担当：先田（さきた）
電話(088)621-2732　ﾌｧｸｼﾐﾘ　(088)621-2898
電子ﾒｰﾙ　sakita_isao_2@pref.tokushima.lg.jp

【 注 意 事 項 】

１．今回、事業計画書の提出をお願いする「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金」の「補助対象医療機関」「補助基準額」「補助対象経費」「補助率」につきましては、「徳島県非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金交付要綱」の４ページの「別表（第２条関係）」のとおりですので、ご確認ください。

２．当該事業に着工(契約)できるのは、国の内示を受けて、県から通知をした後でなければなりません。

なお、国の内示前に事業に着工(契約)した場合は、補助金を受領できなくなりますので、ご注意ください。

３．今回の国の予算は、令和７年度からの繰越予算となっており、事業の繰越は認められないことから、ご提出いただく事業計画は、本年度末（令和９年３月３１日）までに必ず完了していただくことになります。年度内に完了しない場合は、補助金を受領できなくなりますので、ご注意ください。

４．なお、当初から、内示以降の着工では年度末までの完了が明らかに困難な場合、複数年度（今回であれば、令和８～９年度）で整備することは可能ですが、その場合は、別紙様式「施設整備事業費内訳書」により、年度ごとの工事の進捗率に応じて、対象経費を按分して記載していただくことになりますので、まず当方にご一報ください。

ただし、この場合も、補助金の交付は年度単位で行うものであることから、翌年度（今回の場合は令和９年度）の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。

５．今回の申請は、「事業計画書」の提出で、厚生労働省でとりまとめの上、国の予算の範囲内で各県に内示がされることとなります。

従って、採択されるかどうかの保証はなく、また、採択された場合でも、「補助基準額」「補助率」どおりの額となる保証はありませんので、ご理解ください。

６．その他、ご質問等があれば、担当までお問い合わせください。